

辰野町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（第Ⅱ期）

策定 令和4年4月

改定 令和8年4月

1 目的

辰野町は、令和4年3月に辰野町耐震改修促進計画（第Ⅱ期）を策定した。当初計画で掲げた住宅の目標耐震化率90%を延長し、第Ⅱ期計画の目標として掲げ、一層の耐震化の推進を図ることとした。

目標の達成に向けて、重点的に住宅耐震化を緊急的に促進すべき区域（緊急耐震重点区域）を町内全域と定め、耐震化の普及啓発に係る取組を計画的かつ積極的に行うことで、住宅の耐震化をさらに促進することを目的とする。

2 位置づけ

本プログラムは、辰野町耐震改修促進計画に定めた耐震化率の目標達成に向け、耐震化に関する緊急的な取り組み方針を定めるものである。

3 計画期間

本プログラムの計画期間は、辰野町耐震改修促進計画（第Ⅱ期）の計画期間と整合させ、令和8年度までとする。

4 緊急耐震重点区域の設定

辰野町全域が、大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域に指定されていることから、辰野町全域を緊急耐震重点区域として指定し、建築基準法における新耐震基準以前に建築された個人が所有する木造戸建て住宅とする。

5 取り組み内容

（1）住宅所有者に対する直接的な耐震化促進

個別訪問又は住宅耐震啓発のダイレクトメール等で住宅耐震化の重要性や補助制度案内通知などの送付を実施し、耐震化に関する意識のきっかけづくりに取り組む。

（2）耐震診断受診者に対する耐震化促進

新たに町の耐震診断を実施した者に対して耐震改修補助制度の説明、改修事業者リストの提供により耐震改修を促す。

（3）改修業者の技術力向上等

ア）県や関係団体等が実施する改修事業者の技術力向上に向けた講習会等の情報提供をする。

イ）県と連携して、改修事業者リストを公表する。

(4) その他の普及啓発の実施

耐震化の必要性について、広報誌や行政チャンネル、回覧板を活用し啓発活動を継続して実施する。

6 実績の公表

ダイレクトメールの配布数及び効果、耐震診断や耐震改修工事の助成実績について、毎年度終了後、町のホームページ及び広報誌にて公表する。

7 取組目標

【令和4年度の実組目標】

- (1) 住宅に対する耐震診断費補助戸数 10戸
- (2) 住宅に対する耐震補強工事費補助戸数 2戸
- (3) 過去耐震診断実施者に対する戸別訪問又はダイレクトメールなどの送付
- (4) 耐震改修事業者に対する講習会への参加周知
- (5) 耐震改修事業者リストの更新・公表

【令和5年度の実組目標】

- (1) 住宅に対する耐震診断費補助戸数 10戸
- (2) 住宅に対する耐震補強又は除却工事費補助戸数 1戸
- (3) 過去耐震診断実施者に対する戸別訪問又はダイレクトメールなどの送付
- (4) 耐震改修事業者に対する講習会への参加周知
- (5) 耐震改修事業者リストの更新・公表

【令和6年度の実組目標】

- (1) 住宅に対する耐震診断費補助戸数 10戸
- (2) 住宅に対する耐震補強又は除却工事費補助戸数 各1戸
- (3) 過去耐震診断実施者に対する戸別訪問又はダイレクトメールなどの送付
- (4) 耐震改修事業者に対する講習会への参加周知
- (5) 耐震改修事業者リストの更新・公表

【令和7年度の実組目標】

- (1) 住宅に対する耐震診断費補助戸数 10戸
- (2) 住宅に対する耐震補強工事費補助戸数 5戸、除却工事費補助戸数 1戸
- (3) 過去耐震診断実施者に対するダイレクトメールなどの送付及び電話連絡
- (4) 耐震改修事業者に対する講習会への参加周知
- (5) 耐震改修事業者リストの更新・公表

- (6) 町民に対してチラシや広報誌掲載により耐震改修事業の周知
- (7) 町民に対して耐震改修事業に関する展示

【令和8年度の取組目標】

- (1) 住宅に対する耐震診断費補助戸数 10戸
- (2) 住宅に対する耐震補強工事費補助戸数 3戸、除却工事費補助戸数 1戸
- (3) 過去耐震診断実施者に対するダイレクトメールなどの送付及び電話連絡
- (4) 耐震改修事業者に対する講習会への参加周知
- (5) 耐震改修事業者リストの更新・公表
- (6) 町民に対してチラシや広報誌掲載により耐震改修事業の周知
- (7) 町民に対して耐震改修事業に関する展示